

秋田公立美術大学大学院入試・教務委員会規程

平成29年4月1日

規程第8号

(設置)

第1条 秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第7条第2項の規定に基づき、研究科教授会の下部組織として秋田公立美術大学大学院入試・教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学院入学者選抜実施のための制度、組織および方法に関すること。
- (2) 前号に係る合格者の決定に関すること。
- (3) 入学者選抜についての調査および研究に関すること。
- (4) 教育課程および授業科目の履修等に関すること。
- (5) 学生の入学、休学、転学、卒業等に関すること。
- (6) その他入学者選抜および教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから学長が指名する者を委員として組織する。

- (1) 大学院の専任教員
- (2) 事務局長が推薦する事務局職員

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、期間を定め、同項に規定する者以外の者を委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、学長は、補欠の委員を指名することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の審議の経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 委員会は、その所掌事務に係る専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の協議内容について、学長又は学長が指定する会議もしくは者に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。